

**所管事項調査
(政策実現会議について)**

< 目 次 >

1 政策実現会議設置の背景	．．．．． P 2
2 推進体制	．．．．． P 3
3 政策顧問への委託事項	．．．．． P 4
4 各プロジェクトチームの構成員	．．．．． P 5
5 アクションプランの位置づけ	．．．．． P 6
6 今後のスケジュール（予定）	．．．．． P 7
<参考> 第1回政策実現会議の議事次第	．．．．． P 8
<参考> 政策顧問の概要	．．．．． P 9

**企画財政部
令和5年9月**

1 政策実現会議設置の背景

(1) 現状と課題

長崎市においては、近年、死亡者数の増加や出生者数の減少、転入者数の減少などによる転出超過の状態が続くなど人口減少に歯止めがかかっておらず、令和4年7月には平成の大合併後、初めて人口40万人を下回るなど非常に厳しい人口動態である。

人口減少によって、地域経済の縮小や各種産業の担い手不足、地域コミュニティの希薄化、地方行財政運営への悪影響など様々な社会的・経済的な問題が深刻化するため、この対応は喫緊の課題である。

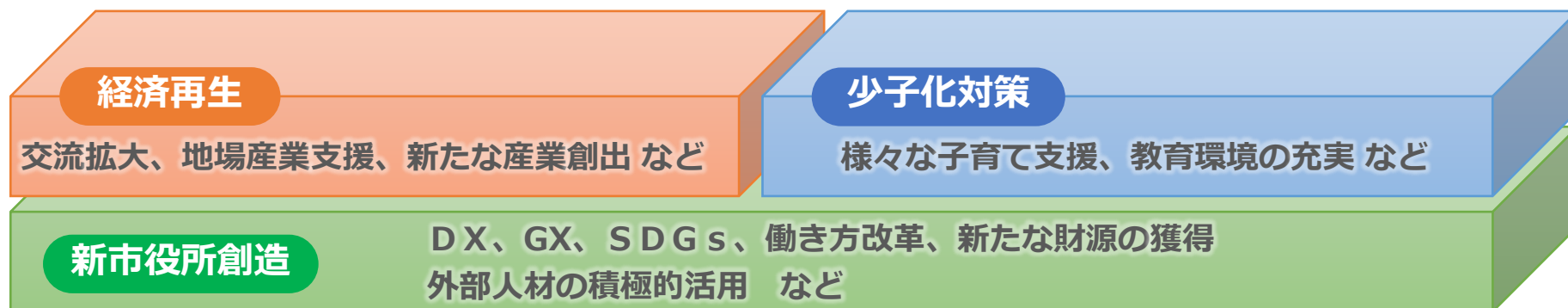
人口減少対策にあたっては、これまでのまちづくりにより生まれた「新たなまちの基盤」をしっかりと活用するとともに、限られた財源・人的資源を有効に活用するため、これまで以上に施策の重点化を図り、強力に推進する体制が必要である。

(2) 対応方針

人口減少対策にあたっては、これまで「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、3つの基本目標と1つの特定目標を掲げて戦略的な取組みを進めてきたが、未だ人口減少に歯止めがかかっていない状況である。

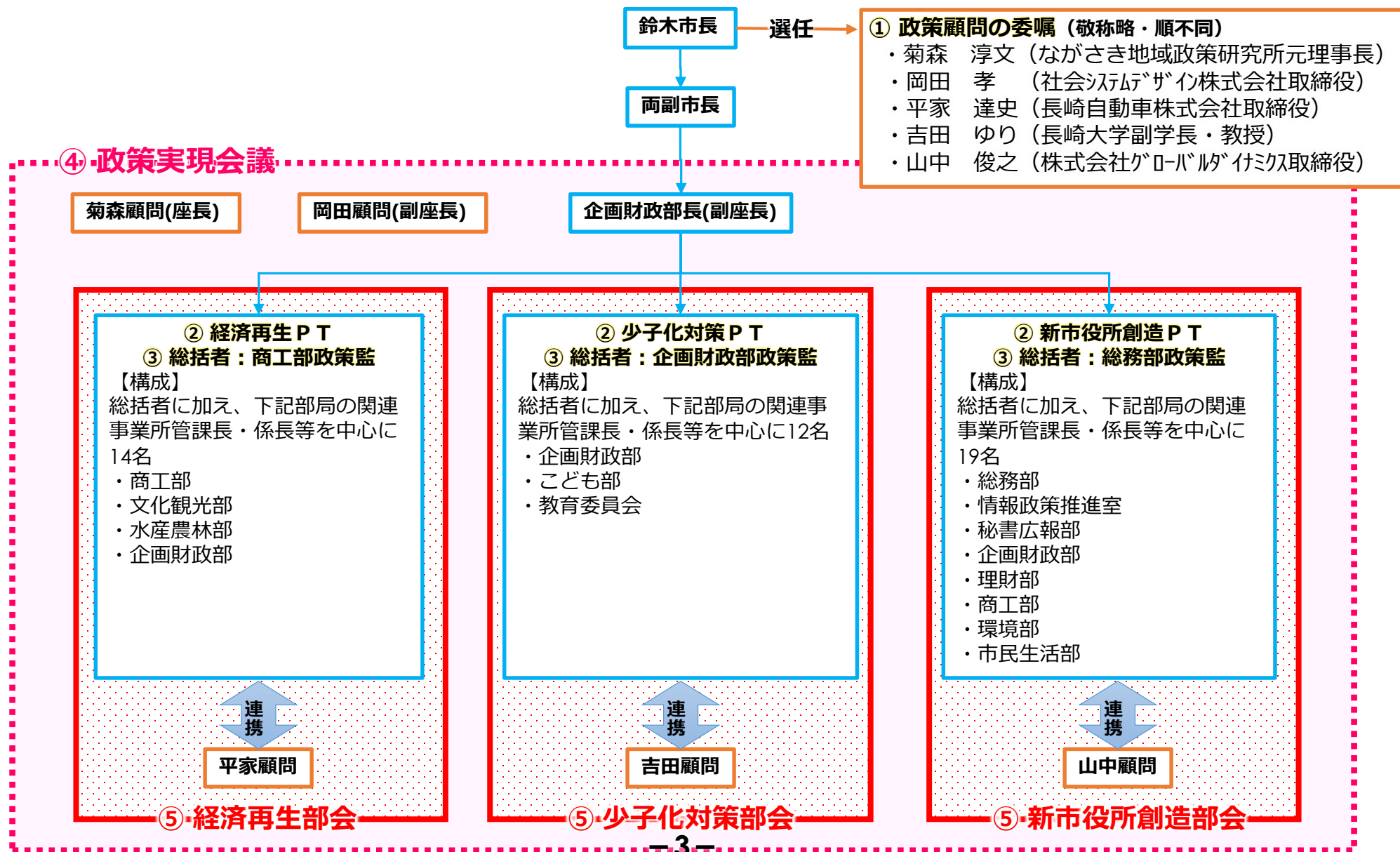
この状況を打破し、人口減少対策の成果を具体化するため、「経済再生」と「少子化対策」の分野で特に施策の重点化を図るとともに、これらを強力に推進するための基盤づくりとして「新市役所創造」を推進する。

今回、この重点分野をはじめとする新たな政策を進めるにあたって、既存の行政の考え方にとらわれず、民間の柔軟な発想や優れた知見を取り入れる必要があるため、高度な専門性を持った外部人材の知見を取り入れる仕組みを構築する。



2 推進体制

令和5年8月1日付で①政策顧問の委嘱、②プロジェクトチームの設置、③担当政策監の人事、④政策実現会議の設置を行うとともに、8月18日に第1回政策実現会議を開催し、⑤の3つの部会を設置した。



3 政策顧問への委託事項

政策顧問の任期は令和5年8月1日から令和6年3月31日まで。各政策顧問への委託事項は次のとおり。

氏名	主な経歴	委託事項
菊森 淳文	<ul style="list-style-type: none">● 元 株式会社日本総合研究所主席研究員● 前 ながさき地域政策研究所理事長● 前 長崎市総合計画審議会副会長	「経済再生」「少子化対策」「新市役所創造」の3つの重点プロジェクトに係るアクションプラン素案作成、進行管理、効果検証等の評価、施策の適切な見直し等に関する 全体調整及び 必要な指導助言並びに新たな政策の推進等に関する必要な指導助言 及び政策実現会議の座長 。
岡田 孝	<ul style="list-style-type: none">● 元 株式会社日本総合研究所主席研究員・公共コンサルティング部 部長● 社会システムデザイン株式会社取締役	「経済再生」「少子化対策」「新市役所創造」の3つの重点プロジェクトに係るアクションプラン素案作成、進行管理、効果検証等の評価、施策の適切な見直し等に関する 全体調整補佐及び 必要な指導助言並びに新たな政策の推進等に関する必要な指導助言 及び政策実現会議の副座長 。
平家 達史	<ul style="list-style-type: none">● 元 日本銀行長崎支店長● 長崎自動車株式会社取締役	「 経済再生プロジェクト 」に係るアクションプラン素案作成、進行管理、効果検証等の評価、施策の適切な見直し等に関する必要な指導助言及び新たな政策の推進等に関する必要な指導助言。
吉田 ゆり	<ul style="list-style-type: none">● 長崎大学副学長・ダイバーシティ推進センター長● 長崎大学教授（教育学部・教育学研究科・多文化社会学研究科）	「 少子化対策プロジェクト 」に係るアクションプラン素案作成、進行管理、効果検証等の評価、施策の適切な見直し等に関する必要な指導助言及び新たな政策の推進等に関する必要な指導助言。
山中 俊之	<ul style="list-style-type: none">● 元 外務省職員● 大阪市特別顧問● 芸術文化観光専門職大学教授● 株式会社グローバルダイナミクス取締役	「 新市役所創造プロジェクト 」に係るアクションプラン素案作成、進行管理、効果検証等の評価、施策の適切な見直し等に関する必要な指導助言及び新たな政策の推進等に関する必要な指導助言。

4 各プロジェクトチームの構成員

経済再生PT 総括者：商工部政策監

部局	所属	職名等
商工部	産業雇用政策課	課長 (副総括者)
		職員 (係長)
		職員 (担当者)
	商工振興課	課長
文化観光部	観光政策課	課長
	観光交流推進室	室長
	職員(係長)	
水産農林部	水産農林政策課	課長
	水産振興課	課長
	農林振興課	課長
	職員(係長)	
企画財政部	移住推進室	室長
	スタジアムシティ連携推進室	室長
	職員(係長)	

計 14名 (総括者除く)

少子化対策PT 総括者：企画財政部政策監

部局	所属	職名等
企画財政部	長崎創生推進室	室長 (副総括者)
		職員 (係長)
		職員 (担当者)
こども部	こども政策課	課長
	子育てサポート課	課長
	幼児課	課長
	こどもみらい課	課長
	職員(係長)	
教育委員会事務局	総務課	課長
	学校教育課	課長
	健康教育課	課長
	職員(係長)	

計 12名 (総括者除く)

新市役所創造PT 総括者：総務部政策監

部局	所属	職名等
総務部	行政体制整備室	室長 (副総括者)
		職員 (係長)
	職員 (担当者)	
	人事課	課長
	情報政策推進室	室長
秘書広報部	広報広聴課	課長
企画財政部	財政課	課長
	都市経営室	主幹
	地域コミュニティ推進室	室長
	職員(係長)	
理財部	財産活用課	課長
	資産経営室	室長
	職員(係長)	
商工部	ふるさと納税推進室	室長
環境部	ゼロカーボンシティ推進室	室長
市民生活部	自治振興課	課長
	市民協働推進室	室長
	人権男女共同参画室	室長
	職員(係長)	

計 19名 (総括者除く)

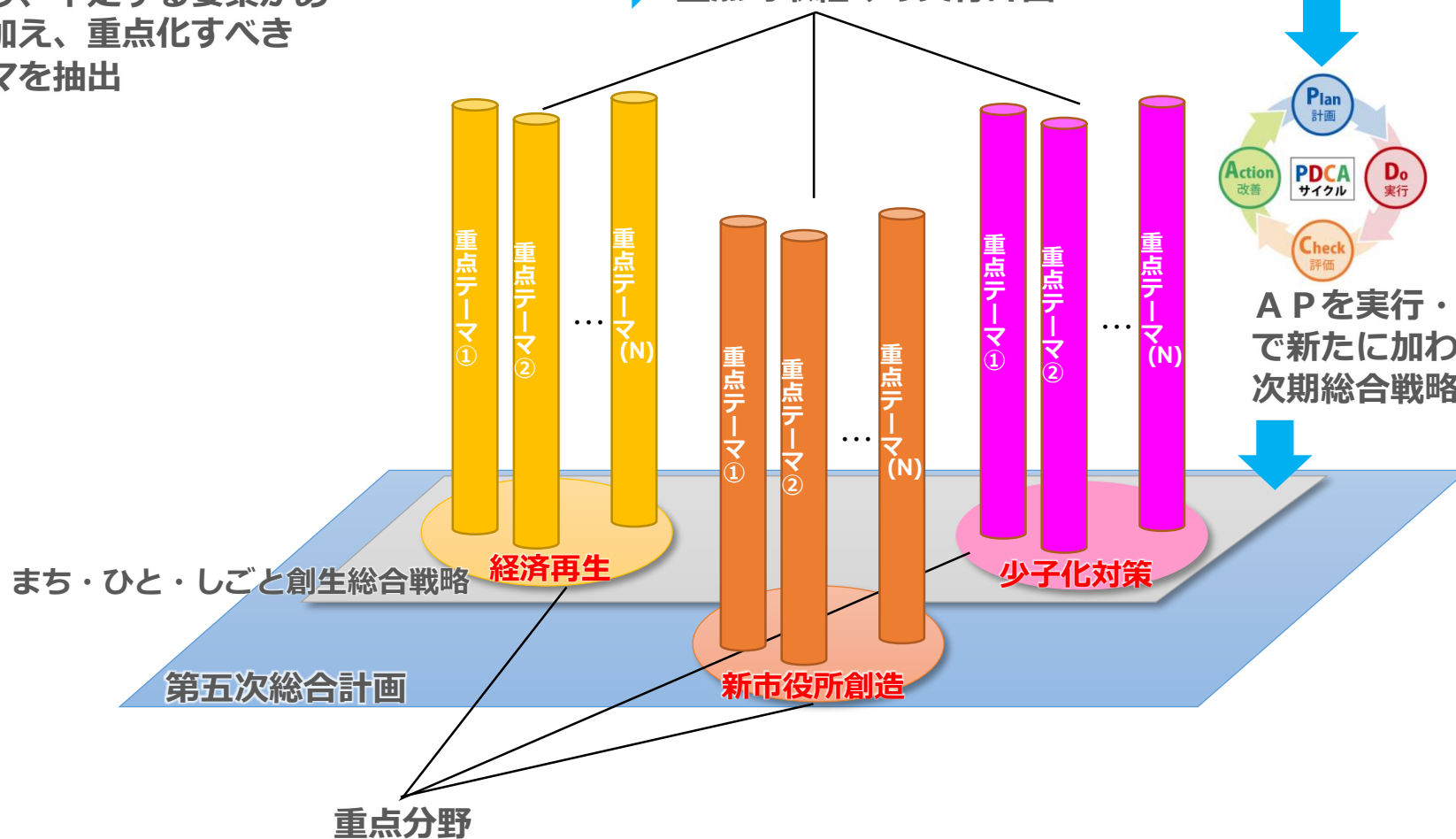
5 アクションプランの位置づけ

現状の取り組みを踏まえつつ、政策顧問の新たな視点により、不足する要素があれば加え、重点化すべきテーマを抽出



人口減少対策に関する
重点的取組みの実行計画

= アクションプラン (AP)



6 今後のスケジュール（予定）

		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R6	R7	R8	
(1)	アクションプラン作成	素案作成						●策定					
(2)	アクションプラン関連予算編成			R6当初予算						R7当初予算	R8当初予算		
(3)	アクションプラン実施							ゼロ予算		R6予算	R7予算	R8予算	
(4)	施策評価	R4取組分								R5取組分	R6取組分	R7取組分	
(5)	アクションプラン改善												
(6)	議会	所管事項調査 (政策実現会議について)			所管事項調査 (進捗状況)			アクションプラン説明 予算審議		R5決算 R7予算	R6決算 R8予算	R7決算 R9予算	

令和5年度第1回政策実現会議

日時：令和5年8月18日（金）

14：00～17：00

場所：長崎市役所8階 第2応接室

次 第

【第1部】14：00～16：00

1 長崎市の現状報告

- (1) 今後の市政運営方針
- (2) 新ナガサキビジョン（市長マニフェスト）
- (3) 長崎市第五次総合計画
- (4) 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (5) 長崎市の組織体制
- (6) 中期財政見通し
- (7) 職員のエンゲージメント調査結果

2 庁舎内視察

【第2部】16：00～17：00

1 開 会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 議 題

- (1) 政策顧問、PT、政策実現会議の役割分担
- (2) 部会の設置
- (3) 全体スケジュール
- (4) アクションプランのひな型
- (5) その他

5 閉 会

<参考> 政策顧問の概要

身 分	地方自治法第174条に基づく専門委員として市長が任命 任命後は、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤特別職
任用期間	1年以内（再任も可）
報 酬	座 長：月額178,900円（概ね月6回の勤務を想定） その他顧問：月額119,300円（概ね月4回の勤務を想定） ※特定任期付職員給料表5号給：月額608,000円を基礎に設定 ※座長は、各重点分野の政策連携を図るための調整等を行う役割を担う。
予 算 額 (R5.6議会補正予算)	合計 9,114千円 (ア) 報 酬：5,905千円 (イ) 旅 費：3,209千円

地方自治法（抜粋）

- 第174条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。
 - 3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。
 - 4 専門委員は、非常勤とする。

地方公務員法（抜粋）

- 第3条第3項 特別職は、次に掲げる職とする。
- (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）

財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 9, 114	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 9, 114